令和８年度「京都府名誉友好大使」募集要項

～京都とあなたの出身国・地域の「かけ橋」として活動してみませんか？～

京都府内の短期大学、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する外国人留学生の中から、京都府と世界各地域との相互理解の促進や京都府の国際化の推進等に寄与しようという意欲があり、「京都府名誉友好大使」に相応しい留学生を次のとおり募集します。

１　「京都府名誉友好大使」に応募できる方

京都府名誉友好大使(以下「大使」という。)に応募できる方は、令和８年度応募時において、要件(１)に該当する外国人留学生*1のうち、要件(２)のすべてに該当する方とします。

要件（１）　次に該当する正規課程在籍者*2であること

① 京都府内に設置されている大学等*3で、京都府内に学舎を置く短期大学、大学及び大学院に学生として在籍する者*4

要件（２）次のすべてに該当する者

① 京都府と世界各地域との相互理解の促進と、京都府の国際化推進等に寄与しようという強い意欲のある者

② 日本語に堪能で、かつ、学業成績優秀な者

③ 留学期間終了後においても、京都府との交流促進に寄与しようという強い意欲のある者

＊1 この要項において「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」という在留資格により、京都府内に設置されている大学等において教育を受ける外国人学生を指します。

＊2 「正規課程」在籍者には、研究生、研修生、別科生、聴講生等は含まれません。

＊3 府内に本部のある短期大学、大学及び大学院を指します。

＊4 府内の学舎に通う者を指します。

２　大使の役割及び大使への奨励金等の支給等

（１）大使の役割

大使には、京都府への理解促進に努めるとともに、京都府の国際化推進のための事業への協力をしていただきます。（別添活動事例もご覧ください）

・京都府や市町村、民間団体等が実施する国際化推進事業への協力(母国紹介、意見交換等)
・大使の企画による自主的な交流活動のプログラム
・大使レポートの提出、府政概要研修会への参加
・災害時の外国人支援事業への協力(各種研修・訓練への参加を含む)

※ 日程調整や打合せ等のため京都府庁へ来庁していただくこともあります。
※ 留学期間終了後も、京都府の紹介や大使レポート提出等の活動を行っていただきます。

（２）奨励金等の支給

①研修奨励金の支給（３万円、１年目のみ支給）

大使には、京都府について理解を深めるための研修経費として、３万円を支給します。
(研修奨励金は、京都府の観光名所を見学したり、京都府の歴史書を購入するなど、京都府をよく知るための研修経費として使ってください。)

※「研修状況報告書」(別記第3号様式)を提出していない場合は、既に支給した研修奨励金の全部の返納を命じることがあります。

②基本奨励金の支給（３万円、最長２年間支給）

大使には、大使活動に要する経費として、**３万円**を支給します。
（基本奨励金は、資料作成費用や材料購入費、楽器などの運送代、民族衣装のクリーニング代など、大使活動に必要な経費として使ってください。）

※基本奨励金は、以下の事項に該当する場合を除き、任命2年目も支給します。
① 退学するとき
② 停学その他の処分を受けたとき
③ 転学、休学、長期にわたる欠席、在籍のまま海外の大学に留学又は留年するとき
④ 在留資格に変更があったとき
⑤ (3)に挙げる事項に該当するとき

③活動謝金

京都府や関係団体等からの依頼により大使活動に参加した場合、原則として活動謝金が支払われます。

（３）任命の取消

次の各号のいずれかに該当する場合は、大使の任命を取消すことがあります。
① 大使の学業、素行等の状況が、大使としての適性を欠くと認められるとき
② ２の(1)に規定する大使としての役割を果たしていないと認められるとき
③ 申請書又は申告書の記載事項に虚偽のあったとき
④ 大学等において懲戒処分を受け又は卒業の見込みがないと認められるとき
⑤ 退学したとき
⑥ 「研修状況報告書」（別記第３号様式）、「活動状況報告書」（別記第４号様式）を提出していないとき
⑦ 大使から任命の取消しの申し出があり、その理由がやむを得ないと認められるとき

３ 任命予定数

15名以内（予定）

４ 応募の手続

（１）大使の任命を受けようとする者は、「任命申請書」（別記第１号様式）に成績証明書又はこれに代わるもの１通を添えて、大学等の指定する期日までに、在籍する大学等の長に提出してください。

（２）大学等の長は、応募のあった者の中から、大使として相応しい留学生を、**令和８年４月８日（水）（必着）までに**京都府に推薦してください。

（３）(2)の推薦には、「推薦書」（別記第２号様式）、「推薦者名簿」（別記様式）及び推薦者に係る(1)の書類を提出してください。（別紙「書類作成に当たっての注意事項」を参照願います。）

５ 選考及び決定

大学等からの推薦があったときは、京都府国際課職員による第１次審査（面接審査）、別に定める選考委員会による第２次審査（書面審査及び面接審査）により大使を決定し、大学等の長を通じて本人に通知します。

６　任命後の提出書類

（１）大使は、別途定める日までに「研修状況報告書」（別記第３号様式）を、大学等を通じて提出してください。
（２）大使は、７月、10 月、１月、翌年度４月の各月の 10 日までに４半期ごとの「活動状況報告書」（別記第４号様式）を、大学等を通じて提出してください。
（３）大使は、学業を終え離日するときは、大学等を通じて、離日後の住所地又は勤務先を京都府に届け出てください。
（４）大学等は、毎年４月と 10 月の各１日現在の「在籍状況確認書」（別記第５号様式）を各５日までに京都府に提出してください。また、大使から提出された「研修状況報告書」（別記第３号様式）及び「活動状況報告書」（別記第４号様式）を京都府に提出してください。
（５）大学等は、大使が停学、退学、転学、休学、長期欠席、在籍のまま海外の大学に留学したとき、大使の在留資格に変更があったとき、又は氏名、住所、その他申請書に記載された事項に変更があったとき（軽微な変更の場合を除く。）は、京都府に届け出てください。

７　その他

京都府名誉友好大使任命事業に係る令和８年度予算が京都府議会において議決されなかった場合、この募集を中止することがあります。

（提出先）京都府 国際課 国際化推進係　小池

Mail：h-koike24@pref.kyoto.lg.jp　※電子メールにてご提出願います。

電　話　（075）414－4316